

平成30年1月24日

乾式複写機の設置をする者の募集について（公告）

国有財産事務分掌者

福島地方裁判所長 秋 山 敬

福島地方裁判所庁舎等において、有償による使用許可を受け、乾式複写機を設置する方を募集します。応募しようとする方は、下記の要領により企画提案書を提出してください。

なお、詳細は企画提案募集要領を参照してください。

記

1 件名

福島地方裁判所庁舎等における使用許可（乾式複写機の設置）の相手方の選定

2 募集の趣旨

事件記録等の謄写の用に供するために、福島地方裁判所庁舎等の一部について、乾式複写機を設置させる前提で使用許可（有償）をするに当たって、使用許可を受けようとする者（法人又は個人を問わない。）を広く募集し、提出された企画提案書の優劣により使用許可をする相手方を選定することを目的とするものである。

3 使用許可をする場所

(1) 福島市花園町5番38号 福島地方裁判所庁舎

ア 1階物件明細書閲覧室 1台

イ 3階記録謄写室 1台

(2) 福島県相馬市中村字大手先48番地の1 福島地方裁判所相馬支部

1階玄関ホール 1台

(3) 福島県郡山市麓山一丁目2番26号 福島地方裁判所郡山支部

ア 1階閲覧謄写室 1台

イ 2階閲覧謄写室 1台

(4) 福島県白河市郭内146番地 福島地方裁判所白河支部

1階閲覧室 1台

(5) 福島県会津若松市追手町6番6号 福島地方裁判所会津若松支部

2階謄写室 1台

(6) 福島県いわき市平字八幡小路41番地 福島地方裁判所いわき支部

3階競売物件閲覧コーナー 2台

4 使用許可の条件内容

使用許可を受けた者は、使用許可を受けた場所において、企画提案募集要領及び自らが提出した企画提案書の内容に従い、乾式複写機を設置する。

なお、謄写業務の形態は、コインベンダー方式とし、領収書発行機能付のものとする。

5 企画提案書の作成及び提出に係る事項

(1) 企画提案募集要領の交付

ア 交付期間

平成30年1月24日（水）から同年2月6日（火）まで（ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前9時00分から午後5時00分まで（ただし、正午から午後1時までを除く。）

イ 交付場所

福島地方裁判所事務局会計課管理係

福島市花園町5番38号

電 話 024-534-2229（管理係直通）

ファクシミリ 024-534-2150

ウ 交付方法

交付場所において無料で交付する（郵送等による交付申込みは受け付けない。）。

(2) 企画提案書の提出方法等

ア 提出期間

平成30年2月20日（火）から同年2月27日（火）まで（ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前9時00分から午後5時00分まで（ただし、正午から午後1時までを除く。）

イ 提出場所

上記企画提案募集要領の交付場所と同じ

ウ 提出方法

提出場所に持参又は郵送（書留郵便）の方法による。

ただし、郵送（書留郵便）の方法による場合は、提出期間内に必着とする。

エ 提出部数 2部

6 質問及び回答

- (1) 本件の応募又は企画提案書の作成、提出に関する質問は、次の提出期限までに書面により作成し、提出場所に持参、郵送又はファクシミリにより提出する。

ただし、手続及び企画提案書の形式についての質問は、前記企画提案募集要領交付場所に電話で問い合わせても差し支えない。

ア 質問書の様式 日本工業規格A列4判の用紙により作成する。

イ 提出期限 平成30年2月13日（火）午後5時まで（必着）

ウ 提出場所 上記企画提案募集要領の交付場所と同じ

- (2) 質問に対する回答書は、平成30年2月19日（月）午後5時までにファクシミリ等により回答する。ただし、公募手続において共通の情報とすべき回答については質問者以外に提供する場合がある。

7 応募者の参加資格について

- (1) 応募者の参加資格として、次に掲げる要件を満たすこと。

ア 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（同法第2条第6号に規定する暴力団員又は第32条第1項第2号ないし第4号に規定する者及び団体をいう。以下同じ。）では

ないこと。

イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用するなどしている者ではないこと。

ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者ではないこと。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員等であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている者ではないこと。

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者ではないこと。

カ 暴力団又は暴力団員等及びイからオまでに定める者の依頼を受けて公募に参加しようとする者ではないこと。

(2) 応募者は、(1)の要件を満たすこと及び将来的に当該要件に反することはない旨を誓約し、使用許可後に契約が虚偽であることが判明し、又は(1)の要件に反することとなった場合、当該使用許可の取消をされても異議を申し立てない旨を明記した誓約書を提出すること。

(3) 提出した企画提案書が次のいずれかに該当する応募は欠格とする。

ア 提出場所、提出期限又は提出方法が前記 5 (2)に適合しないとき。

イ 企画提案募集要領に指定する作成様式又は記載上の留意事項に適合しないとき。

ウ 虚偽の内容が記載されているとき。

(4) 企画提案募集要領を受領した者であること。

8 その他

(1) 書類等の作成に用いる言語、通貨及び単位は、日本語、日本円、日本の標準時及び計量法（平成 4 年法律第 5 1 号）に定める単位に限る。

(2) 提出された企画提案書は返却しない。

(3) 企画提案書の作成及び提出並びに本件に応募することに関わる費用は、すべて応募者の負担とする。

(4) 提出された企画提案書の内容を確認するため、必要に応じて個別にヒアリングを実施することがある。